

自由民主党の西内隆純でございます。議長よりお許しをいただきましたので一般質問を行わせて頂きます。

4月10日に開催されました地方統一選挙を経て、自由民権運動発祥の地であり由緒ある高知県議会で、県民を代表する立場にて発言の機会を賜りましたこと、県民の皆様には厚く御礼申し上げます。ここに立ちまして、自身に課せられた責務の大きさを改めて感じ、身の引き締まる思いがしております。

本日が初登壇ということもありまして、お聞き苦しい点や過去の質問と重複する内容もあるかもしれませんが、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

さて、私たちの身の回りには、少子化、高齢化、財政健全化、エネルギー安定供給、尖閣竹島をはじめとした外交関連など様々な解決すべき問題が山積しております。中でも私が最優先で解決しなければいけないと考えておりますのが、戦前と戦後の歴史の断絶が招いた、営々と構築・継承されてきた日本民族のアイデンティティーの喪失の問題でございます。皆様御存知の通り、日本には古事記という神話がございますが、そこに綴られた内容は単なる物語ではなく、いにしえの日本人の姿、考え方、物の見方でもあります。長い年月を経て尚も、脱落や改変されることなく現代に伝承されているということは、その姿こそ日本民族の理想であることを意味しています。ドイツの有名な歴史家ランケは次のように述べています「その民族を滅ぼすには、先ずその歴史を抹殺し、次に別の歴史を作ってこれを信奉させることだ」。また、アーノルド・J・トインビーは「12歳までに神話を教えない民族は間違いなく滅びる」と語っています。これらのことをよく理解していたGHQは、占領政策のなかでウォー・ギルト・インフォメーションプログラムに基づき、戦前の歴史、神話の否定を行いました。その効果は絶大で、占領政策後も教育現場やマスコミ、行政なども積極的にこれを手伝い、結果として神話から育まれた日本人の理想や美徳、感性など多くのものを失ってしまいました。そして、失われた部分を補填する形で、無責任な自由と権利、経済的合理性が導入されたのでございます。このような有様を見て、近い将来に日本は残っても日本人は滅んでしまうのではないかと、そのような強い危機感に突き動かされました。戦前生まれの方が少なくなりつつありますが、戦後の日本のあゆみに違和感を覚える人々も次第に増えつつある今こそが、日本を再発掘し、神話を取り戻すことのできる唯一最後のチャンスだと考えまして、国民の教育者である政治家に身を投じた次第でございます。

さて、わが高知県の話に移りたいと思います。高知県という船を正しい航路に導いてくためには、世界の流れの中における日本、そして高知県の位置をしっかりと把握しておかなくてはなりません。

昨今、ほとんどの国で経済的合理性を中心にすべての事柄が決定される資本

主義が蔓延しており、日本もその流れの中にあります。戦後の日本は、55 年間の爆発的な人口増加に伴う内需拡大によって経済大国へ成長し、その維持のために多くの労働力が中山間地域から都市部へと流出いたしました。当時の私達は、GDP で表される経済的豊かさ、生活レベルの向上が幸福につながるものと信じ、中山間地域の伝統や文化、田畑、家族や地域のつながりなどの GDP で計ることのできない資源や資産の損失を見過ごしてきました。人口増が頭打ちとなり、経済成長を支えてきた内需に限りが見え始めると、虚経済の急激な収縮とともに実体経済の大規模な需給ギャップが表面化し、バブル崩壊にいたります。政府は、大量の国債を原資に公共事業を典型とした財政出動を繰り返し、民間需要減少分の補填を行うことでかろうじて経済の急激な衰退を防いでいるのが実情です。そのような状況にあっても、多くの政策が右肩上がりの成長モデルをいまだに前提としているため、年を経るごとに実態との乖離が大きくなり続けています。そして私達は現在も、世界経済や今にも収縮しそうな日本経済に翻弄されながら、GDP に変わる幸せの指標を見いだせず、漂流を続けているのであります。

スケールこそ違えども、高知県も本質を同じくする問題を抱えております。私たちの高知県は一体どこを目指せばよいのか、GDP にかわる幸せの指標とは何か、そして県の掲げる 5 の基本政策：経済の活性化、子育て支援と教育の充実、日本一の健康長寿県づくり、県民の安全・安心の確保、インフラの充実、これらに包括的に応えられる上位のビジョンがいまこそ必要とされているのではないのでしょうか、知事のお考えとビジョンについてお尋ねいたします。

なお私自身は、高知県は『循環と調和』の県を目指すべきと考えております。ここで言う循環の範囲は、物質面にとどまらず、人々の思いやりの循環、あるいは親が子の面倒を見、老いては子が親の面倒を見るという愛情の循環などの精神面にまで及びます。調和とはすべての事象に対する和です。自然との共存はもちろんのこと、家族、友人、そして地域の和や協同を表します。このような基軸がしっかり定められていれば、互いに競合する政策があっても基軸に沿う形で再調整が行われ、目標達成に向けた着実な一歩が日々踏み出せるのではないのでしょうか。

それでは各論に移りたいと思います。まず教育についてご質問させていただきます。

教育というテーマは、古今東西、非常に多くの方がその重要性を唱え、よりよい形を目指して様々な創意工夫と提言がなされてきました。教育に完成形がないのは、時代に応じて必要とされる内容が千変万化するためであります。教育を木に例えますと、日々の変化は主に枝葉末節部分での出来事であって、大

きな幹や根には影響がございません。しかし肝心の幹根に異常が出た場合には、枝葉末節をいくらケアしたところで、いずれは枯れてしまう運命にございます。私は、現代教育がこの根幹に異常を来しているのではないかと大変に危惧をしております。たとえば、何のために勉強をするのかと今の学生に問えば、回答の多くは将来の就職のためと返答があるでしょう。言い換えれば、彼、彼女にとって学問は自己実現のための手段であるということになります。では、日本の歴史上の偉大な人物、上杉鷹山や松下村塾の塾生の一体誰が自己実現のために勉強したと言えるのでしょうか。おおよそ彼らは、郷土や国のためという思いのもと、日々の勉学に励んだことでしょう。今と昔、教育の違いを問われれば、何のために勉強をするのかという根幹にその違いがあると指摘させていただきます。

改正教育基本法はこのような問題を受けて、公布・施行されたのだと私は認識しております。前文に「公共の精神」を尊ぶことが掲げられ、第二条では「豊かな情操と道徳心を培う」ことなど、育成されるべき国民の姿が示されています。また、愛国心についても、教育の目標として「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と触れられております。総務委員会として公立高等学校を視察する機会を得ました。残念ながら、多くの学校の要綱では、改正内容について触れられておりませんでした。また、授業の時間割では、その役割を担う道徳は総合学習の時間に組み込まれており、きちんと実施されているかさえ怪しいものでした。そこで知事と教育長にお尋ねいたします。改正教育基本法の掲げる、公共の精神、伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛する心の涵養、これら3つの重要性についてどのような認識かそれぞれお聞かせいただけませんか。そして、県の教育振興基本計画の基本的な教育理念の中に、「変化の激しいこれからの時代においては、郷土の先人達の活躍に見られるように、我が国や郷土に対する誇りや愛情を持ち、高知県だけでなく日本、あるいは世界の状況を見据えながら、自らの置かれた立場を考え、高い志を持って行動できる人間の育成が求められます」との記述がございすが、私の視察の実感は先程述べたとおりです。どのようにして実効性あるものにしていくのか教育長にお尋ねいたします。

次に、県教委は地教委をリードしていく立場にあるわけにございますが、地教委の独自性を損なうことなく、県教委の方針を現場にいきわたらせるためには、打ち出した政策に対する地教委の成果報告とその評価をしっかりと担保していくことが肝要かと考えますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

食育に関する質問をさせていただきます。本県の医療の課題として、心疾患、脳血管疾患の増加、がんによる死亡率の高さがございます。1960年代のアメリカ

カでは、死亡率の 1 位が心臓病、2 位がガンであり、なおかつ心臓病の医療費だけでもアメリカの経済はパンクしかねないほどの状態に追い込まれていました。これを受けて、7 年間で数千万ドルの国費を投入し完成したのが、5,000 ページに及ぶ「マクガバンレポート」でございます。レポートは「心臓病をはじめとするもろもろの慢性病やガンは、肉食中心の誤った生活をもたらした『食源病』である」と結論、そして最も理想的な食事は、精白しない穀類を主食とした季節の野菜や海藻、小型の魚介類で構成された元禄時代以前の日本人の食事であると触れています。最新の栄養学では、アトピーや糖尿病、骨粗鬆症は、日本人が適切に消化できない食品を摂取したことに起因するとの指摘もなされています。これらの指摘を踏まえ、西洋栄養学に基づく食事摂取基準を再検証し、日本人に適切な食事メニューを提供する日本の栄養学を全国に先駆けて確立していただきたい。そして学校の食育を通して県民に正しい食生活を伝えることが、県の日本一の健康長寿県構想に大きく寄与するものと確信をいたしております。本件につきまして、教育長のご所見をお伺いしたい。

次に産学官の連携について質問いたします。

高知県をはじめ地方においては、人口の減少が地域経済の低迷、地域の魅力の減少につながり、さらなる人口減少を招く悪循環に陥っているとの指摘があります。この状況を打破するためには、技術や地域資源の新たな組み合わせによる新製品・新サービスの創出を行い、起業や雇用の拡大につなげるなどの域内の内発的、自発的な発展を図っていかなくてはなりません。県では、この 5 月にさらなる連携強化のために情報共有、交流促進の議論の場として高知県産学官連携会議を発足したと聞いております。こうした動きと連動して、県の支援事業として、南海地震の浸水被害時間を短縮する技術と、マイクロバブルシステムの 2 件を採択し事業化に向けて研究を進めるとのことで、今後の活躍に期待するところでございます。

現在のところ、本会議で取り扱うテーマは、工業分野を中心にしたものとお聞きしておりますが、実際の連携テーマが、福祉や林業など他分野に及んだ場合、どのように対応されるのか、また今後同様のケースが多々あるものと想定されますが、そうした幅広いテーマについて議論を進めていくためには、現在の会議の枠を超えた、より大きな合意形成の場が必要と考えますが、知事のお考えをお伺いします。

つぎに、知財の有効活用についてお尋ねいたします。

実際の製品化にあたっては、提起された課題に対して科学的・技術的解決を見た後に、その有効性や事業化に向けた検討といったステージに進まなくてはなりません。しかし現行法の下では、起業などの事業化にかかわる直接出資が

私立大学には認められていますが、公立大学には認められていません。このような状況は、地域の雇用創出のための「知の拠点」の活用を積極的に推奨する国策に矛盾するだけでなく、地方活性化に向けた取組みの大変な阻害要因となっています。早急に公立大学による出資が可能となるよう働きかける必要があると考えますが、知事のご所見をお伺いしたい。

つぎに南海地震対策についてご質問いたします。

東日本大震災の発生よりはや半年が経過致しました。7月には被災地の視察にも赴きましたが、沿岸部では、ありとあらゆる構造物が破壊されおり、地震・津波の恐ろしさを痛感するとともに、南海地震による津波に備え、避難計画・避難訓練などのソフトウェア面を充実させなくてはならないと強く感じました。県でも対策の抜本強化ということで、対策事業の有効性や実施優先順位の再検討を行い、順次実施しているとお聞きしております。そういった中で、私が気になるのは地震対策の根本的な考え方、設計思想でございます。

以前私は、南海地震対策を地震対策だけで完結させてしまうことのないように、時間的および空間的広がりをもったものにしていただきたい旨のお願いを致しました。南海地震対策の設計思想は、高齢化社会や環境対策、これからの公共交通機関や病院のあり方、10年後あるいは50年後の社会の姿、こういったものすべてを含めたものでなくてはならないと思いますが、知事はいかがお考えでしょうか。

次に、平成22年に高知「ユビキタス防災立国」実証事業が総務省の特区事業として採用された件に関連した質問です。本事業に基づき、高知市内における地震災害、地盤災害をリアルタイムに予測するシステムが構築され、現在高知地盤災害関連情報ポータルサイトにて一般公開が行われております。地震発生時の高知市内の津波の到達予想範囲、揺れの強さ、地盤や地盤沈下の状態などの様々な情報をウェブブラウザ経由で視覚的に確認でき、非常に優れたツールであると感じました。防災対策上あるいは防災意識の啓発上非常に有用ですので、ぜひとも高知市内以外にも適応範囲を広げるべきだと思いますがいかがでしょうか、危機管理部長にお尋ねいたします。また、最も特筆すべきは、地盤情報のデータベース化を行った点だと指摘しておきます。将来的な利用例として、本データベースを不動産や地震保険の査定等に活用することで、街の自発的な再編が進められるなどの空間的・時間的広がりのある南海地震対策につながるものと私は考えます。

つぎに、県都高知市の地盤構造上の沈降問題についてです。私の住む塩屋崎町などは、地震発生時には地盤構造上、最大2m程度沈下し浸水すると言われております。市内は同様の問題を抱えた地域が大半ですが、そこで危機管理部

長にお聞きいたします。津波被害と地盤沈降による浸水が発生すると予測される地域における避難場所の指定の方法および避難誘導の方法について、県民の安全安心を最大化するために、どのような考慮がなされているのかお答え下さい。

次に、災害時応援協定の実効性に関連した質問をさせていただきます。協定先の関係機関・民間事業者の設備や人員等の情報の事前把握は非常に重要です。震災発生後の情報収集では、初期対応の遅れが生じる、あるいは柔軟な復旧・救助体制の構築に支障を来すなどの可能性も否定できません。また、併せて協定先の関係機関・民間事業者の災害対応マニュアル、BCP の整備状況や実効性について県も把握しておく必要があると考えます。ある団体では、協定を結んではいるものの、災害対応マニュアルが不十分で緊急連絡網程度しか整備されていない旨のお話がありました。そもそも協定が機能するためには、震災後に締結先が事業の継続が可能な状態になくはなりません。備品の状況、人員情報等の把握に努めると共に、関係機関・民間事業者の災害対応計画の内容をチェックする、あるいは把握するための取組が必要なのではないのでしょうか、危機管理部長にお尋ねいたします。

次に、有事における協定先の関係機関・民間事業者との緊急連絡手段の確保についてお尋ねいたします。先の大震災では、揺れや停電により携帯電話が不通になった地域がありますが、高知が震災に見舞われた場合にも、同様のことが起きると危惧されます。9月補正にて、デジタル移動系防災行政無線システムを公的機関に導入し対策を講じるとのことですが、協定先の関係機関・民間事業者とは、震災時にどのようにして連絡手段を確保されるおつもりか、危機管理部長にお尋ねいたします。

次に、災害時要援護者の支援体制についてです。被災者の中には、高齢者や四肢あるいは視覚・聴覚障害者の方など特別な支援を必要とする方がいらっしゃいます。県では、震災発生時のそういった方々の受け入れ先施設として、福祉避難所を指定するよう、市町村に対し必要性を説明し、働きかけを行なっていると聞き及んでおりますが、現在の指定の状況と今後の課題などにつきまして地域福祉部長にお尋ねいたします。

以下では、森林・林業行政について質問を行います。

高知をはじめ日本の林業は、長い期間にわたり材価の低迷の続く苦境の時代にありましたが、その究極的な原因は、森林政策の不備による資源の枯渇にあります。切り出すべき木々を失った日本の林業は、植林と長い保育の時代に突入しますが、その間にも欧米などでは、伐採の機械化や路網啓開技術の向上、計画経営の高度化を行うなど日本との差は広がるばかりです。ことここに至りまして、日本の木材もようやく伐採適齢期に達しましたが、これから解決しなけ

ればならない課題が多々ございます。国の森林・林業再生プランでは、長期の視点でもって森林の多面的機能を維持しつつ、川上から川下まで一体となった運用計画を構築しなければならないとの基本認識が示されました。そこで林業振興・環境部長に、高知県の森林・林業の現在の課題と同プランを踏まえた上での今後の改善計画はどのようになさるおつもりなのか、また、森林組合改革として、地域の森林管理の主体としての森林組合の役割の明確化、員外利用の厳格化と経営内容の透明性の確保をするよう求めています、どのように担っていくおつもりなのか、併せて林業振興・環境部長にお尋ねいたします。

さて、国産材の加工・流通構造についてですが、直近では第三セクターのソニアが破綻を致しました。計画があって失敗したのなら、想定外を想定することの必要性がここにもあるのではないのでしょうか。林業振興・環境部長には破綻の本質的原因について現段階で把握していることをお聞きいたします。

一方でこれからの事業もございます。銘建工業の大豊町への進出が決定致しまして、県下の木材産業の活性化が進むものと大変に期待を寄せております。しかしその一方で懸念事項もございます。銘建工業が当面必要とするスギ・ヒノキの A 材は年間 10 万 m³ですが、県下では現状 12.5 万 m³しか生産されていないとのことです。このまま現状を放置いたしますと、既存の中小製材所に大変なしわ寄せが発生いたしますが、県としてどのように対処されるのか林業振興・環境部長にお尋ねいたします。

木質バイオマスエネルギーについての質問にうつりたいと思います。

昨今の化石燃料の高騰、福島第一原発事故以来の再生可能エネルギーへの脚光などから木質バイオマスエネルギーの利用を一層促進すべきとの機運が高まりつつあります。

各国の木質バイオマスの利活用の状況を、木質チップ、木質ペレットの年間生産可能量を通して大まかに見ますと、導入に積極的なアメリカでは、平成 22 年時点で 548.1 万 t にもおよびます。ヨーロッパではロシア、ドイツ、スウェーデン、オーストリアが上位に位置し、それぞれの年間総生産可能量は 309.3 万 t、282.5 万 t、235.5 万 t、118.7 万 t です。一方日本は 9.5 万 t ですが、日本と山の状況が類似し、森林面積も半分程度のオーストリアの 10 分の 1 以下の有様です。なお高知県は年 6500t です。こういった状況の中、本年 2 月、総務省はバイオマスの利活用に関する政策評価を発表しました。その中で 1374 億円以上の投資を行ってきたものの 214 事業中 35 事業でしか効果が上がっていないこと、類似した事業が複数の省、部局でバラバラに実施されており非効率、高コスト構造であることを指摘しました。日本における木質バイオマスの課題は、総務省の指摘にあるように縦割り行政の弊害と、ビジョンが不明瞭で原料調達から

加工、生産、消費まで一体となった計画がきちんと策定されていない点に集約されます。

その延長線上の高知県の木質バイオマスエネルギーも同様の問題を抱えています。たとえば、ペレット生産が高コスト構造であること、ペレット供給体制の不安定性の問題、ボイラーの市場創造計画が場当たりのことなどが挙げられます。これらの課題を今後どのように解決されるのか、林業振興・環境部長にお尋ねいたします。

さて、従来の木質バイオマスの利用形態は、暖房やハウス加温、木材の乾燥といった熱利用が主流でしたが、環境先進国においては発電にも積極的に活用されるようになっております。木質バイオマス発電単体のエネルギー効率が改善されたとはいえ、約 20%と高くはありません。しかし、ヨーロッパ圏の木質バイオマス発電所では 90%という驚くべき回収効率を達成しているケースもございます。そのポイントは大量に発生する廃熱をいかに利用するかです。木質バイオマス発電設備から出た廃熱を地域暖房や製材所、工場などに供給する「電熱供給：いわゆるコージェネレーション」体制を構築することで、余すことなく熱エネルギーを活用しています。売電価格は約 18 円と日本で来年から始まる予定の自然エネルギー固定価格制度とほぼ同じ水準で、日本でも十分に導入を検討していく価値があると考えます。県で策定された新エネルギービジョンには、木質バイオマスによる発電事業、コージェネレーションについて一切触れていませんが、今後積極的に取り組んでいく予定があるのか、予定がある場合、どのように具体化していく計画をお持ちなのかお答えいただきたい。また、県下民間企業のグループで同事業を積極的に推進しようとする動きがあった場合、県は積極的に支援を行なっていく用意があるのか、併せて林業振興・環境部長にお尋ねいたします。

この発電事業の導入こそ、木質バイオマスエネルギーの普及はもちろんのこと、産業クラスターの活性化、つまり中山間の雇用、過疎対策、森の健全化、域内キャッシュ・フローの増加などの幅広い分野にプラスの効果をもたらすもので、他県にさきがけて高知県が最も力を注いでいかななくてはならない集中投資分野とわたくしは考えます。ぜひとも積極導入に向けた取組をお願い申し上げます。

次に地産外商についてご質問申し上げます。

先月に行われました INAP 会議終了後、高知県シンガポール事務所を訪問し現状についての説明をいただきました。そこで明らかとなった課題につきまして以下お話をさせていただきます。まず海外事務所の果たすべき一番の役割は、諸外国への高知県のプロモーションを行い、県産品の輸出拡大に取り組むこと

です。特に成長著しいアジア市場への窓口を、県単独で開設していたその先見性は評価致します。しかし問題はその中身です。シンガポール事務所が支援した企業の成約額のうち、平成 22 年度分の輸出分は 1291 万円です。例年伊勢丹シンガポール店で四国フェアを開催し高知の飲食品を販売しておりますが、平成 22 年度販売額が 570 万円と全輸出額の 40%を占めました。ここでの販売額は、フェア中の最終消費者への売上です。高知県民が期待する継続的な輸出契約成約額は、1291 万円から 570 万円を差し引いた 721 万円ということになります。さらにこの金額には平成 21 年以前から継続して輸出されている品代も含まれておりますので、新規の輸出契約額は 721 万円よりかなり小さな額になります。なお上海事務所も分析しましたが同様の状態です。年間の事務所維持費が 4,000 万円ということ鑑みますと臆目に見ても十分な仕事をしているとは言い難いと思います。わたしはこの成果でもって各事務所の進退を問うつもりはございません。今後益々内需が縮小していくことを考慮すれば、海外展開にもっと力を入れるべきと考えますが、知事のご所見をお伺いしたい。

さて INAP の出張を通じて感じたことですが、アジア圏の多くの消費者は、その所得水準レベルから商品の付加価値よりも道具であれば目的通り機能するか、食物であればちゃんと食べられるかといったことを優先せざるを得ない状況にあります。その点を理解せずに日本の高品質、安心安全などの付加価値のついた高価な品物を持ち込んでも徒労となってしまいます。逆説的に、比較的生活に余裕があり、食の安全安心への意識や健康志向の強い欧米において、アンテナショップ展開を検討されてはいかがでしょう。莫大な人口を抱えるアジア圏では、多くの国においてインフラ整備は不十分ですから、電気・通信設備関係、建設機械や工作機械などの分野において期待が膨らみます。農業のレベルによっては、農具だけでなく技術といった知財も輸出できるかもしれません。欧米には文化や食を輸出し、アジアには技術や工作機械などのハードウェアを売る、そういったメリハリのある対応を行うためにはまずはきちんとしたマーケットリサーチをすべきです。以上の私からの指摘を踏まえまして、海外事務所の現状をどうお考えか、今後どうなさるおつもりなのか知事にお尋ねいたします。

最後に、県の補助金のあり方についてご質問致します。

産業振興計画を引き合いにお話をさせていただきますが、東京のアンテナショップを訪問し、現状と課題についてご説明いただきました。その際、県の投資に対してどの程度結果が出ているのかについて、定量的な把握をしているかどうか質問をしましたところ、定量的評価自体が難しい旨の返答をいただきました。その理由として、契約のきっかけが県の PR やアンテナショップであっても契約自体を認知できない場合と、また売上のうち県の支援による部分だけを

抜き出すことが難しい場合を挙げました。しかしながら、補助金の交付を受けて開発された製品については、税金を使っているわけですから、私は県民に対してどの程度結果が出たかきちんと報告をする義務があると思うわけです。したがって、補助金を交付した関係機関や民間企業に対しては、一定のルールに従って事業報告をするよう義務付けを行いまして、胸を張って成果報告できるようにするべきと考えております。本件につきまして知事のご所見をお伺いし、私の第一問を終わります。